



## IFALPA Legal Committee Meeting 報告

(2017.12.4-5 マドリッド、スペイン)

### 1. 概要

2017年のIFALPA Legal (LEG) Committee Meetingが12月4日～5日の2日間、スペインのマドリッドにあるスペインALPA (SEPLA : Sindicato Español de Pilotos de Líneas Aéreas) 事務所本部会議室で開催され、ALPA Japan (日乗連) からはALPA Japan LEG委員長と顧問弁護士の2名が参加しました。今会議の出席ALPAは、開催国のスペイン、議長国のドイツと副議長国の米国、そしてフランス、アイスランド、オランダ、イスラエル、豪州で、アジアからはALPA Japanが唯一の参加となります。また、ECA (European Cockpit Association、欧州パイロット協会) もオブザーブ参加しました。

主な議題は以下の通りです。

- \* 過去1年間の活動実績確認
- \* 参加各国ALPAからの報告
- \* RPAS (無線操縦パイロット) に関する法整備について
- \* 不法旅客の法整備について
- \* (スペイン、フランス等) 二か国語 ATC Communication について

その他、後述するRyanair乗員の「組織化」が成功した旨のSEPLA報告、EU裁判所の「Ryanairに対する判決」に関するECA報告など、近年の世界各国における航空事業の発展や拡大に対する諸問題の多さや各国ALPAの活発な活動を感じさせる会議でした。

### 2. ALPA Japan (日乗連) からの報告

・JAL 整理解雇問題に関連して、国土交通大臣、厚生労働大臣及びJAL経営に宛てて発出されたIFALPA Statementに対する御礼とその後の経過を報告しました。今後の問題解決に向けたIFALPAに対する支援の継続を依頼しました。

・ANAが運用を開始した「振り返り動画 (Quick Access FLT Data Animation System)」を発端とした、事故・インシデント以外でのFlight Data利用拡大に関わる将来的な課題についてのプレゼンテーションをALPA Japan (日乗連) 顧問弁護士が実施しました。



### 3. Ryanair乗員の組織化に関わる報告

スペイン ALPA (SEPLA) から、Ryanair 乗員の「組織化」に成功したこと、つまり乗員組合が結成されたことについて詳細の報告がありました。またそれに関連して、ECA から 2017 年 9 月に EU 裁判所において Ryanair に下された、国を超えた領域での「航空機の所属とそこで働く従業員の法的保護を受けるべき管轄権」に関わる判決に関して報告があり、これらの問題について活発な討論が行われました。この判決ではアイルランド籍の航空機に乗務する乗員はアイルランドに管轄されるという Ryanair 経営陣の主張は否定され、その乗員が所属する基地の所在地にその管轄が認められるという判決内容でした。

ALPA Japan (日乗連) LEG 委員会は、Ryanair 乗員が組織化された実績や判決内容を分析研究することで、日本における乗員組織の強化や活動を活性化させるための参考になる内容だと考えています。

### 4. 今後に向けて

これまで積み重ねてきた IFALPA LEG Committee Meeting への継続参加によって、IFALPA と ALPA Japan (日乗連) との間では詳細な情報交換が可能な信頼関係が維持されています。

JAL 整理解雇問題において、日本の乗員が直面した「年齢や病欠による差別と経済的合理性の日本における司法判断」という課題、そしてこれら課題の克服に向けた運動を展開するうえで私たちの前に立ちはだかる「行政、司法、メディア」と乗員組合の関わり等々について考えていく必要があります。

このような状況下、ALPA Japan (日乗連) LEG 委員会は、グローバルな調和が必要な航空事業において「世界基準」と「日本の現状」の比較検討を行いつつ、本来あるべき「基準」や「将来像」について今後も追及していきたいと考えます。



**“ Think Globally, Act Locally. One for All, All for One!! ”**

以上